

## **[事案 2023-222] 損害賠償請求**

・令和6年5月9日 裁定終了

### **<事案の概要>**

募集人の誤説明を理由に、損害賠償を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

令和5年8月に新型コロナウイルス感染症により在宅療養したため、令和4年1月に契約した組立型保険にもとづき入院一時金を請求しようとしてコールセンターに電話したところ、請求対象外と回答された。しかし、募集人から、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は入院一時金が支払われると説明を受けたことから、既払込保険料相当額を損害賠償してほしい。また、慰謝料を支払ってほしい。

### **<保険会社の主張>**

当社は、令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症における特別措置の取扱いを終了しており、新型コロナウイルス感染症に罹患したことによる在宅療養は入院一時金の請求対象外であることから、申立人の請求に応じることはできない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、募集時の説明内容を確認するため、申立人および募集人2名に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、募集人の誤説明は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。